

ガス料金のご請求におけるインボイス制度への対応について

平素より、日本海ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2023年10月1日よりインボイス制度が施行されます。弊社ではインボイス制度に対応するため、希望される法人・個人事業主さまへ適格請求書(インボイス)を発行いたします。すでに請求書を発行しておりますお客さまにおかれましては、10月分よりインボイス制度に対応した請求書に切り替わりますのでお申し込みの必要はありません。

なお、「ガスご使用量のお知らせ」(検針票)、「LPガスご使用量のお知らせ」(ハガキ)および「ガス料金等払込取扱票」(コンビニ払込票)、「ガス料金等払込票」(はがきタイプのコンビニ払込票)につきましては、インボイス制度に対応いたしません。弊社からの請求書の発行が無く、適格請求書の発行を希望される法人・個人事業主さまにおかれましては、弊社ホームページの「適格請求書(インボイス)お申し込みフォーム」よりお申し込みいただくか、弊社コールセンターまでご連絡いただくようお願い申し上げます。ご指定の送付先住所にガス料金等の適格請求書(インボイス)を郵送いたします。

インボイス制度に対応した請求書が届かない場合は、お手数ですが、当社までご連絡ください。

■弊社の適格請求書発行事業者番号:登録番号 T2230001002284

国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」の日本海ガス株式会社の情報は[こちら](#)

■適格請求書(インボイス)発行のお申し込み

お申し込みの際は、お客さま番号、ガスご契約名義、ご担当者名、送付先住所、ご連絡先電話番号等をお知らせください。

すでに請求書を発行しておりますお客さまにおかれましては、お申し込みの必要はありません。

① 弊社ホームページ(<https://www.ngas.co.jp>)からの申し込み

「ガス料金 適格請求書(インボイス)発行お申し込みフォーム」は[こちら](#)

(トップページ⇒「お客さまサポート」⇒「お手続き・お問い合わせ」

⇒「適格請求書(インボイス)発行のお申し込み」)

② お電話でのお申し込み

日本海ガスお客さまコールセンター

ナビダイヤル 0570-024-077

ナビダイヤルをご利用になれない場合は、076-442-0770へおかけください。

受付時間:月～土曜 9:00～17:00

(日祝日、4/30～5/2、8/13～15、12/29～1/3を除く)

以上